

議案第 47 号

丸亀市立学校における共同学校事務室の運営等に関する規程の一部改正について
丸亀市立学校における共同学校事務室の運営等に関する規程の一部を次のとおり改正いたしたい。
令和 7 年 3 月 28 日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市立学校における共同学校事務室の運営等に関する規程の一部を改正する規程
丸亀市立学校における共同学校事務室の運営等に関する規程(令和 6 年教育委員会訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(共同学校事務室運営協議会) 第 5 条 規則第 7 条に定める丸亀市共同学校事務室運営協議会(以下「運営協議会」という。)は、次に掲げる者をもって構成する。 (1)～(4) 略 <u>(5) 副室長</u> <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 2～4 略 (課題別グループ連絡会) 第 7 条 略 2 課題別グループ連絡会の <u>チーフ</u> には、原則として室長及び副室長以外の者を充てるものとし、課題別グループ内での協議により定める。	(共同学校事務室運営協議会) 第 5 条 規則第 7 条に定める丸亀市共同学校事務室運営協議会(以下「運営協議会」という。)は、次に掲げる者をもって構成する。 (1)～(4) 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 2～4 略 (課題別グループ連絡会) 第 7 条 略 2 課題別グループ連絡会の <u>リーダー</u> には、原則として室長及び副室長以外の者を充てるものとし、課題別グループ内での協議により定める。

附 則
この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。